

(証券コード 7640)
2021年12月28日

株 主 各 位

新潟県新潟市西区小針4丁目9番1号
株式会社 トップカルチャー
代表取締役社長 清 水 大 輔

第37回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第37回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、適切な感染防止策を実施のうえ開催いたしますが、株主の皆様におかれましても、健康状態にかかわらず、感染リスクを回避するため、当日のご出席に代えて、書面による事前の議決権行使をお願いするとともに、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に各議案への賛否をご表示いただき、2022年1月13日（木曜日）午後5時までにご到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年1月14日（金曜日）午前10時
2. 場 所 新潟県新潟市中央区万代5丁目11番20号
ANAクラウンプラザホテル新潟3階「飛翔の間」
(2021年8月開催の臨時株主総会の会場とは異なりますのでご注意ください。末尾の会場ご案内略図をご参照ください。)

3. 目的事項 報告事項

- 1 第37期（2020年11月1日から2021年10月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2 第37期（2020年11月1日から2021年10月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役10名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任件 |

以 上

＜株主さまへのご連絡＞

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、会社の新株予約権等に関する事項、連結注記表、個別注記表につきましては、法令及び定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.topculture.co.jp/ir/>）に掲載しておりますので、本添付書類には記載していません。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.topculture.co.jp/ir/>）に掲載いたします。

＜新型コロナウイルスの感染拡大防止対策へのご協力のお願い＞

- ◎新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、可能な限り書面による議決権の事前行使をお願いするとともに、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。
- ◎当日ご来場される株主さまにおかれましては、マスクをご持参・着用のうえ、受付において検温及びアルコール消毒のご協力をお願い申し上げます。
- ◎発熱等の体調不良がみられる場合や、マスク着用・消毒等の感染拡大防止対策へのご協力を得られない場合は、入場をご遠慮いただきますので、あらかじめご了承ください。
- ◎株主総会会場では、感染拡大防止の観点から、例年より間隔をあけた座席配置とするため、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ◎株主総会に出席する役員及び運営スタッフは、検温含め体調を確認のうえ、マスク着用にて応対させていただきます。
- ◎本株主総会においては、感染リスク低減を目的に、議場での報告事項及び決議事項議案の詳細な説明は省略し、時間を短縮して議事進行を予定しております。
- ◎株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、上記の対応を変更する場合がございます。運営に関して変更等が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.topculture.co.jp/ir/>）においてお知らせいたしますので、ご出席の際はご確認くださいませようお願い申し上げます。
- ◎ご出席の株主様向けのお土産のご用意はございませんので、予めご了承ください。

事 業 報 告

(自 2020年11月1日)
(至 2021年10月31日)

I 企業集団の現況

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う度重なる緊急事態宣言により、経済活動は引き続き抑制され、非常に厳しい状況となりました。日本国内においても、ワクチン接種が進み、アフターコロナへの期待が高まっているものの、今後の経済活動については先行きが不透明な状態が続いております。

当社グループを取り巻く事業環境につきましても、2020年4月の緊急事態宣言以降、全店舗にて営業時間の短縮を継続して行っており、感染症拡大を防ぐための新生活様式などの各種対策が、今後も店舗運営やお客様の消費活動にどのような影響を及ぼすか想定が難しくなっております。

このような状況のもと、当社グループは2021年7月開催の取締役会にて、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社（以下、CCCという）にFC加盟し事業展開しておりますレンタル事業（以下、当該事業という）から撤退することを決議いたしました。当社グループの主軸である蔦屋書店事業において、当該事業は創業以来主力として売上を牽引しておりましたが、近年のスマートフォンの普及や動画配信サイトの隆盛により、当該事業の売上は前年を下回り続け、コロナ禍による生活様式の変化も進み、特に近年大幅に減少しました。当社グループといたしましても、事業転換することで、更なる発展と収益性の向上を図っていくこととし、CCCと当該事業の撤退について協議を重ね、2023年10月期までに撤退することを決定しました。また、これに伴い当該事業の撤退に伴う事業撤退損失2,144百万円を特別損失に計上いたしました。

また、これらの施策を支える財務面において、自己資本の充実を図り、安定的な事業運営を行うために、2021年8月に臨時株主総会を開催し、第三者割当によるA種優先株式及びB種優先株式の発行、資本金及び資本準備金の額の減少、並びに定款の一部変更を実施することも決議いたしました。

前述したレンタル事業の撤退も見据えて、当社グループはコワーキングスペース事業に進出し、TSUTAYAの新業態である「SHARE LOUNGE」を展開してまいります。その事業転換の第1弾として、2021年8月に蔦屋書店新潟万代に北信越初となりますコワーキングスペース「SHARE LOUNGE」をオープンいたしました。仕事ができるスペースとして、また自主学习の場として、時にはカフェとして、様々なお客様にご利用いただきご好評いただいております。さらに、日用品・家庭用品の導入、特撰雑貨文具ジャンルの拡大、大手メーカーとコラボした企画販売

や地域特産品のオリジナル企画販売等、既存の事業についても強化に努めてまいりました。

また、売上構成の見直しによる収益性の向上に加え、コスト面においても効率化を継続し、社内のDX化による徹底した商品・在庫管理の促進とセルフレジ拡大による販売管理費率の削減を進めております。

一方で、契約満了等に伴い、蔦屋書店豊栄店、蔦屋緑が丘店、蔦屋書店厚木戸室店、T S U T A Y A アトレヴィ田端店、蔦屋書店小千谷店の5店舗が閉店いたしました。これによりグループ店舗数は70店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高26,407百万円（前年同期比87.7%）、営業利益356百万円（前年同期比81.6%）、経常利益276百万円（前年同期比57.9%）、親会社株主に帰属する当期純損失1,939百万円（前年同期 親会社株主に帰属する当期純利益371百万円）となりました。

売上面につきましては、前年末から1月中旬にかけての記録的な大雪による交通障害と、前年の新型コロナウイルス感染拡大に伴い発動された緊急事態宣言に影響を受けた巣籠り需要による売上の伸長や、マスク等の衛生用品の売上が拡大した反動が大きく影響し、当社グループの主軸である蔦屋書店事業全体の売上高前年同期比は87.3%（既存店90.0%）となりました。

利益面につきましては、セルフレジの利用促進や店舗オペレーションの見直しにより業務の効率化が進み、販管費の削減に繋がりましたが、売上の前年とのギャップを埋めるには至らず、営業利益は前年同期比18.4%減少し356百万円となりました。経常利益については、優先株式発行に伴う各種費用や、前年計上した受取補償金も影響し、前年同期比42.1%減少し276百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純損失につきましては、前述したレンタル事業撤退に伴い計上した特別損失2,144百万円が大きく影響し、1,939百万円（前年同期 親会社株主に帰属する当期純利益371百万円）となりました。

当連結会計年度の出店・閉店・改装店の状況

閉店（5店）	・ 蔦屋書店事業 蔦屋書店豊栄店（新潟県/2021年1月閉店） 蔦屋緑が丘店（岩手県/2021年4月閉店） 蔦屋書店厚木戸室店（神奈川県/2021年5月閉店） T S U T A Y A アトレヴィ田端店（東京都/2021年6月閉店） 蔦屋書店小千谷店（新潟県/2021年10月閉店）
改装店（1店）	・ 蔦屋書店事業 蔦屋書店新潟万代（新潟県/2021年8月）

事業別の業況は次のとおりです。

なお、各セグメントの業績値につきましては、セグメント間の内部取引高を含めております。

【蔦屋書店事業】

同事業の売上高は25,727百万円（前年同期比87.3%・既存店前年同期比90.0%）となりました。主力商品の売上高前年同期比は、書籍92.4%（既存店95.3%）、特撰雑貨・文具80.9%（既存店82.7%）、レンタル64.4%（既存店67.0%）、ゲーム・リサイクル86.7%（既存店90.1%）、販売用CD80.7%（既存店81.9%）、販売用DVD76.4%（既存店78.0%）、賃貸不動産収入100.3%（既存店99.2%）となりました。

【スポーツ関連事業】

同事業については前年新型コロナウイルスの感染拡大防止のため一時的に休業していた反動もあり、売上高209百万円（前年同期比105.2%）となりました。

【訪問看護事業】

同事業につきましては、事業所が3か所となり、利用者も順調に増加した結果、売上高106百万円（前年同期比117.9%）となりました。

【その他】

中古買取販売事業の売上高は380百万円（前年同期比95.0%）となっております。

2. 商品別売上高の状況

(単位：百万円)

区分		第 36 期 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)		第 37 期 (自 2020年11月1日 至 2021年10月31日)		前年比
		金 額	構成比	金 額	構成比	
蔦屋書店 事業	書 籍	16,309	54.1	15,067	57.0	92.4
	特撰雑貨・文具	4,762	15.8	3,853	14.6	80.9
	レ ン タ ル	2,993	9.9	1,926	7.3	64.4
	ゲーム・リサイクル	1,273	4.2	1,104	4.2	86.7
	販 売 用 C D	934	3.1	753	2.9	80.7
	賃貸不動産収入	573	1.9	575	2.2	100.3
	販 売 用 D V D	614	2.1	469	1.8	76.4
	そ の 他	1,991	6.6	1,976	7.4	99.2
	セグメント間の 内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	29,453	97.7	25,727	97.4	87.3	
スポーツ 関連事業	外部顧客に対する 売 上 高	182	0.6	193	0.7	105.7
	セグメント間の 内部売上高又は振替高	16	0.1	16	0.1	99.4
	計	198	0.7	209	0.8	105.2
訪問看護 事業	外部顧客に対する 売 上 高	90	0.3	106	0.4	117.9
	セグメント間の 内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
	計	90	0.3	106	0.4	117.9
その他	外部顧客に対する 売 上 高	401	1.3	380	1.4	95.0
	セグメント間の 内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
	計	401	1.3	380	1.4	95.0
合 計		30,143	100.0	26,423	100.0	87.7

- (注) 1 上記金額には消費税等は含まれておりません。
 2 セグメント間の内部取引高を含めて表示しております。
 3 蔦屋書店事業の「その他」は、図書カード他であります。

3. 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資については、蔦屋書店事業において、営業基盤の拡充を図るため、既存店1店舗の改装を行いました。その結果、当連結会計年度の設備投資額（敷金・保証金の差入額等を含む）は104百万円となりました。

4. 資金調達状況

当連結会計年度の資金調達については、自己資本の拡充と、安定的な事業運営のために、優先株式第三者割当増資にて2,100百万円、運転資金を目的として短期借入金1,400百万円の資金調達を行いました。

5. 対処すべき課題と次期の見通し

今後のわが国の経済状況は、新型コロナウイルスのワクチン接種率も70%を超え、10月の緊急事態宣言解除後は感染拡大も沈静化し、アフターコロナに向けた経済回復の機運が高まっております。しかし、再び感染状況が悪化すれば、緊急事態宣言の再発令も想定され、先行きを見通すことが大変困難な状況にあります。

このような状況の下、当社グループではお客様、従業員をはじめとした関係各位の健康と安全を最優先し、引き続き店頭での感染防止対策に取り組んでまいります。その上で、第37期に引き続き、中期経営計画に掲げております「新しい“蔦屋書店／T S U T A Y A”へのチャレンジ～新たな収益モデルの創出～」の方針のもと、レンタル事業からの事業転換に注力してまいります。

店舗内にはコラボレーション店舗（テナント）を誘致し、コワーキングスペース事業の拡大により仕事や勉強、イベントやワークショップなどを通じコミュニケーションの場としても活用できる空間を提供いたします。更に、特撰雑貨文具ジャンルにおいては特撰食品を拡大し、より利便性を追求した商品、地域と連携した商品、付加価値の高い商品を取扱うことで再来店したくなる店舗を作り、話題性や集客性に繋がるテナント・POP UPショップのリーシングを強化し、一層の日常的エンターテイメントの提供に邁進してまいります。

以上により、次期の連結業績見通しにつきましては、売上高25,687百万円、営業利益356百万円（前年同期比100.1%）、経常利益304百万円（前年同期比110.0%）、親会社株主に帰属する当期純利益200百万円（前年同期 親会社株主に帰属する当期純損失1,939百万円）を計画しております。

なお、これらの業績見通しは、「収益認識に関する会計基準」を適用した予想値となり、その影響額は売上高で約969百万円の減少を見込んでおり、利益面での影響はありません。また、「収益認識に関する会計基準」適用前の次期の連結業績見通しにつきましては、売上高前年同期比100.9%を見込んでおります。

株主の皆様には、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

6. 財産及び損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区分	第 34 期 (2018年10月期)	第 35 期 (2019年10月期)	第 36 期 (2020年10月期)	第 37 期 (当連結会計年度) (2021年10月期)
売 上 高	32,257	31,185	30,127	26,407
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	△1,199	154	476	276
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△1,384	135	371	△1,939
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△) (円)	△114.56	11.25	30.73	△160.52
総 資 産	24,387	21,528	20,182	18,325
純 資 産	3,136	3,273	3,646	3,809

(2) 当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区分	第 34 期 (2018年10月期)	第 35 期 (2019年10月期)	第 36 期 (2020年10月期)	第37期(当期) (2021年10月期)
売 上 高	31,482	30,537	29,453	25,727
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	△1,201	167	456	257
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	△1,386	150	354	△1,953
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△) (円)	△114.76	12.44	29.31	△161.69
総 資 産	24,358	21,549	20,088	18,208
純 資 産	3,124	3,275	3,629	3,775

7. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 千円	当社の 議決権比率 %	主要な事業内容
株式会社グランセナフットボールクラブ	45,000	97.7	サッカークラブ及びサッカースクールの運営並びにスポーツ施設の企画・運営
株式会社ワグルススタッフサービス	35,000	94.3	精神疾患・認知症を中心とした訪問看護
株式会社トップブックス	75,000	65.0	中古書籍・CD・DVD・ゲーム等の売買

(注) 当社の連結対象子会社には上記3社が該当します。

8. 主要な事業内容 (2021年10月31日現在)

当社の企業集団は、当社及び連結対象子会社3社で構成されております。

【蔦屋書店事業】

当社は、書籍・文具の販売及び音楽・映像ソフト等の販売並びにレンタルを主な事業内容とし、さらに各事業に関連するその他のサービス等を含め、日常生活に密着したエンターテインメントの提供を行う大型複合店舗「蔦屋書店」を中心として展開しております。

【スポーツ関連事業】

当社の子会社である株式会社グランセナフットボールクラブは、サッカークラブとサッカースクールの運営及びスポーツ施設の企画・運営等を主な事業内容としております。

【訪問看護事業】

当社の子会社である株式会社ワグルススタッフサービスは、脳とこころの訪問看護ステーションを開業し、精神疾患・認知症を中心とした訪問看護事業を行っております。

【その他】

当社の子会社である株式会社トップブックスは、中古書籍・音楽・映像ソフト及びゲーム等の売買を主な事業内容としており、「古本市場トップブックス」の店舗展開を行っております。

9. 主要な事業所（2021年10月31日現在）

(1) 当社（68店舗）

本社		新潟県新潟市西区小針4丁目9番1号
店舗		
新潟県 (23店舗)	新潟中央インター店、小針店、長岡新保店、ベルパルレ寺尾店、佐渡佐和田店、県央店、アクロスプラザ美沢店、長岡古正寺店、六日町店、新発田店、柏崎岩上店、新潟万代、小出店、新津店、竹尾インター店、上越インター店、南笹口店、河渡店、マーケットシティ白根店、新通店、横越バイパス店、長岡花園店、高田西店	
長野県 (12店舗)	諏訪中洲店、長野徳間店、上田大屋店、長野川中島店、佐久小諸店、佐久野沢店、上田しおだ野店、大町店、須坂店、中野店、豊科店、千曲屋代店	
神奈川県 (4店舗)	港北ミナモト店、青葉奈良店、厚木下依知店、大和下鶴間店	
東京都 (10店舗)	多摩永山店、八王子みなみ野店、南大沢店、八王子榎原店、稲城若葉台店、東大島店、亀有店、船堀店、府中駅前店、練馬春日町店	
群馬県 (6店舗)	前橋みなみモール店、伊勢崎平和町店、伊勢崎茂呂店、太田店、前橋吉岡店、伊勢崎宮子店	
埼玉県 (6店舗)	熊谷店、滑川店、川島インター店、フォレオ菖蒲店、本庄早稲田店、東松山店	
静岡県 (2店舗)	静岡本店、静岡平和町店	
茨城県 (2店舗)	ひたちなか店、龍ヶ崎店	
宮城県 (2店舗)	仙台泉店、アクロスプラザ富沢西店	
岩手県 (1店舗)	MORIOKA TSUTAYA	

(2) 株式会社トップブックス（2店舗）

本社		新潟県新潟市西区
店舗		
新潟県 (1店舗)	新津店	
長野県 (1店舗)	佐久小諸店	

(3) 株式会社グランセナフットボールクラブ

本社及びサッカースタジアム 新潟県新潟市西区

(4) 株式会社ワグルスタッフサービス（3事業所）

本社		新潟県新潟市西区
事業所		
新潟県 (3事業所)	訪問看護ステーション万代、長岡、西新潟	

10. 従業員の状況（2021年10月31日現在）

(1) 企業集団の従業員の状況

事業の部門等の名称	従業員数	前期末比増減数
蔦屋書店事業	199名 (369名)	44名減 (35名減)
その他		
グランセナフットボールクラブ部門	13名 (4名)	1名減 (±0名)
ワーグルスタッフサービス部門	5名 (3名)	±0名 (±0名)
古本市場トップブックス部門	4名 (7名)	±0名 (±0名)
合 計	221名 (383名)	45名減 (35名減)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員（1日8時間換算による）を（ ）外数で記載しております。
 2. 連結子会社の事務業務等は、全て当社が受託し行っております。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
199名 (369名)	44名減 (35名減)	39.7才	14.0年

- (注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員（1日8時間換算による）を（ ）外数で記載しております。

11. 主要な借入先（2021年10月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 第 四 北 越 銀 行	3,299,336 ^{千円}
新 潟 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会	1,183,482
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	602,520
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	569,606
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	304,571

II 会社の状況 (2021年10月31日現在)

1. 株式の状況

- (1) 発行可能株式総数 33,493,000株
- (2) 発行済株式の総数 12,105,520株 (自己株式603,480株を除く)
- (内訳)
- ① 普通株式 12,688,000株
- ② A種優先株式 15,000株
- ③ B種優先株式 6,000株
- (3) 株主数
- ① 普通株式 8,690名
- ② A種優先株式 2名
- ③ B種優先株式 1名
- (4) 単元株式数
- ① 普通株式 100株
- ② A種優先株式 1株
- ③ B種優先株式 1株
- (5) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ヒ ー ズ	普通株式 2,623,098	21.67%
カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	普通株式 2,416,904 B種優先株式 6,000	20.01
清 水 秀 雄	普通株式 680,700	5.62
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	普通株式 662,900	5.48
清 水 大 輔	普通株式 294,500	2.43
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES SINGAPORE/JASDEC/ CLIENT ASSET	普通株式 194,100	1.60
株 式 会 社 第 四 北 越 銀 行	普通株式 164,000	1.35
ト ッ プ カ ル チ ャ ー 従 業 員 持 株 会	普通株式 150,912	1.25
株 式 会 社 本 間 組	普通株式 102,000	0.84
大 越 絢 子	普通株式 74,000	0.61

(注) 持株比率は、自己株式 (603,480株) を控除して計算しております。

(6)その他株式に関する重要な事項

2021年8月27日開催の臨時株主総会にて定款の一部変更が行われ、新たな株式の種類として追加されたA種優先株式15,000株とB種優先株式6,000株を2021年8月31日付で、第三者割当の方法により発行いたしました。なお、該当株式には議決権がありません。

2. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況

役職	氏名	担当または重要な兼職の状況
代表取締役 会長 CEO	清水 秀雄	株式会社ヒーズ代表取締役社長 株式会社トップブックス取締役 株式会社グランセナフットボールクラブ取締役 株式会社ワグルスタッフサービス 代表取締役社長兼CEO 株式会社D a I 取締役
代表取締役 社長 COO	清水 大輔	営業本部長 株式会社D a I 代表取締役社長
取締役 財務部長 CFO	吉田 勝一	管理部長 株式会社グランセナフットボールクラブ取締役 株式会社ワグルスタッフサービス取締役
取締役	小林 学	営業本部関東中部地区統括店長
取締役	水島 新吉	営業本部北信越東北地区統括店長 株式会社トップブックス取締役
取締役	阿部 智幸	営業本部運営担当部長 株式会社トップブックス代表取締役社長
取締役	笹川 菜央	人事部長 株式会社トップブックス監査役
取締役	増田 宗昭	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社 代表取締役社長兼CEO 日販グループホールディングス株式会社社外取締役 株式会社アミューズ社外取締役
取締役	中村 崇	弁護士 弁護士法人ユナイテッド法律事務所（現 弁護士法人中村・大城国際法律事務所）代表弁護士
常勤監査役	遠海 武則	株式会社グランセナフットボールクラブ監査役 株式会社ワグルスタッフサービス監査役
監査役	山田 剛志	弁護士 成城大学法学部教授
監査役	西村 裕	公認会計士 税理士 総合会計事務所マネジメント・サポート代表 有限会社マネジメント・サポート代表取締役

- (注) 1. 取締役増田宗昭氏及び中村崇氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 監査役山田剛志氏及び西村裕氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
3. 2021年1月15日開催の第36回定時株主総会において、笹川菜央氏および増田宗昭氏は新たに取締役に選任され、就任いたしました。
4. 2021年1月15日開催の第36回定時株主総会において、遠海武則氏は新たに監査役に選任され、就任いたしました。
5. 当社は、取締役中村崇氏、監査役山田剛志氏及び監査役西村裕氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 監査役西村裕氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、各社外取締役及び各社外監査役と同法第423条第1項の損害賠償を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約について

当社は、取締役全員と執行役員を被保険者として役員等賠償責任保険契約を締結しており、取締役がその職務執行に関して責任を負うことまたは、当該責任の追及に係る請求を受けることにより生じることがある損害が補填されることとなります。保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

①取締役報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の取締役の報酬は、2000年1月18日開催の定時株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、役員報酬規程及び取締役の個人別の報酬等に係る決定方針に関する取締役会決議に基づき、取締役会で決定しております。

同決議に基づき、代表取締役会長CEO清水秀雄が取締役の個人別の報酬額の具体的内容について委任をうけるものとし、その委任される権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とします。権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役会長CEOが最も適しているからであります。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、世間水準および従業員給与との均衡を考慮して、役員の役職位、経営能力、功績などを考慮し基本報酬を定めることを確認しているため、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

また、当社では役員持株会制度により自社株の取得を進めており、当社の役員は株主の皆様と同じ視点で、会社の持続的な成長を目指しております。

尚、取締役報酬制度として、株主総会での承認を得て過去3回に渡り「株式報酬型ストックオプション（行使価格を1円に設定した新株予約権）」を導入しました。当該ストックオプションは、当時の取締役を割当対象とし、原則取締役在任期間中は権利行使ができないという条件のもとに設定されましたが、代表取締役を除き、対象の取締役全員が任期満了等により既に退任し権利を行使しております。代表取締役を除く現在の取締役に対しては、業績連動型報酬は導入しておりませんので、当社に最適な報酬制度のあり方について、今後必要に応じて検討してまいります。

②当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 数	報 酬 等 の 額	摘 要
取 締 役	9 名	168,650千円	うち社外取締役 1名 1,800千円
監 査 役	4 名	12,360千円	うち社外監査役 2名 3,600千円
合 計	13名	181,010千円	

(注) 1. 2000年1月18日開催の定時株主総会決議に基づく取締役及び監査役の報酬限度額（使用人給与と分含まず）は、次のとおりです。

取締役年額 500,000千円、監査役年額 30,000千円

当該定時株主総会の決議時点の取締役の員数は9名（社外取締役2名）、監査役の員数は3名（社外監査役2名）であります。

2. 期末現在、無報酬の社外取締役が1名おります。上記の取締役及び監査役の支給人員には、第36回定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
3. 遠海武則氏は、第36回定時株主総会において取締役を退任した後、監査役に就任したため、人数及び支給額について取締役期間は取締役に、監査役期間は監査役に含めて記載しております。
4. ストックオプションによる報酬額について、記載すべき事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

①取締役

氏名	重要な兼職の状況及び当社との関係	当事業年度における主な活動状況	子ら 年員受 額 の 報 の 社 事 の し た の 当 会 当 度 と け 等
増田 宗昭	<p>(ア) 重要な兼職</p> <p>カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社 代表取締役社長兼CEO 日販グループホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社アミューズ 社外取締役</p> <p>(イ) 当社との関係</p> <p>増田宗昭氏は、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社の代表取締役社長を兼任しており、同社は当社の主要株主かつ主要な取引先であり、会社法施行規則第2条第3項第19号に定める特定関係事業者該当いたします。また、当社との間で引受契約を締結しており、当該契約に基づきB種優先株式6,000株を保有しております。</p>	<p>(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況</p> <p>10回中9回出席した他、主に経営者としての豊富な知識と経験に基づき適宜質問をし、意見を述べております。</p> <p>(イ) 同氏の意見により変更された事業方針</p> <p>該当事項はありません。</p> <p>(ウ) 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要</p> <p>多角的視点から取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するために必要かつ有益な発言を適宜行っております。</p>	<p>該当事項はありません。</p>
中村 崇	<p>(ア) 重要な兼職</p> <p>弁護士 弁護士法人ユナイテッド法律事務所（現 弁護士法人中村・大城国際法律事務所） 代表弁護士</p> <p>(イ) 当社との関係</p> <p>該当事項はありません。</p>	<p>(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況</p> <p>12回中12回出席した他、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行い、当社のコーポレート・ガバナンスの強化を図っております。</p> <p>(イ) 同氏の意見により変更された事業方針</p> <p>該当事項はありません。</p> <p>(ウ) 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要</p> <p>弁護士としての専門的見地から取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するために必要かつ有益な発言を適宜行っております。</p>	<p>該当事項はありません。</p>

(注) 取締役増田宗昭氏は2021年1月15日開催の第36回定時株主総会において取締役に選任されたため、就任後の開催回数を元に記載しております。

②監査役

氏名	重要な兼職の状況及び当社との関係	当事業年度における主要な活動状況	子から年員受額のか業役て報の社社事のしたの当会当度とけ等
山田 剛志	<p>(ア) 重要な兼職</p> <p>弁護士 成城大学法学部教授</p> <p>(イ) 当社との関係</p> <p>該当事項はありません。</p>	<p>(ア) 取締役会、監査役会への出席状況及び発言状況</p> <p>取締役会12回中11回、監査役会12回中11回出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行い、当社の監査体制の強化を図っております。</p> <p>(イ) 同氏の意見により変更された事業方針</p> <p>該当事項はありません。</p>	
西村 裕	<p>(ア) 重要な兼職</p> <p>公認会計士 税理士 総合会計事務所マネジメント・サポート代表 有限会社マネジメント・サポート代表取締役</p> <p>(イ) 当社との関係</p> <p>該当事項はありません。</p>	<p>(ア) 取締役会、監査役会への出席状況及び発言状況</p> <p>取締役会12回中12回、監査役会12回中12回出席し、主に公認会計士・税理士としての専門的見地からの発言を行い、当社の監査体制の強化を図っております。</p> <p>(イ) 同氏の意見により変更された事業方針</p> <p>該当事項はありません。</p>	該当事項はありません。

3. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の監査証明業務に係る報酬等の額

33,500千円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

36,500千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外である企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」等への対応に関する助言業務について対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、法令及び基準等が定める会計監査人の職務の遂行に関する状況等を総合的に勘案し、会社法第344条に基づいて再任または不再任の決定を行います。会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断する場合には、監査役会は株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 会計監査人の報酬等について

監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由

当社監査役会は、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画における監査時間、配員計画、会計監査人の職務遂行状況、及び市況等を鑑みて報酬見積りの相当性などを確認し、必要な検証を行ったうえで、当期の会計監査人の報酬等の額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

Ⅲ 会社の体制及び方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、上記体制について、取締役会において下記の事項を定めております。

記

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
 - ① 代表取締役社長が繰り返しその精神を取締役及び使用人に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。
 - ② 管理部においてコンプライアンスに関する取り組みを全社横断的に統括することとし、同部を中心に取締役及び使用人の教育等を行い更なる徹底を図る。
 - ③ 当社の取締役及び使用人が法令定款違反その他コンプライアンスに関する行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告する体制とする。報告を受けた監査役及び取締役会は内容を調査し、重大性に応じ再発防止策を策定し、全社に徹底するとともに人事処分を行う。
 - ④ 内部監査部署はコンプライアンスの状況を監査し取締役及び監査役に報告するものとする。
 - ⑤ 取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能として常時社外取締役が在籍するようにする。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 文書保存規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。
 - ② 取締役及び監査役は文書保存規程に基づき常時これら文書等を閲覧できるものとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 各担当部署業務に付随するリスクについては、それぞれの担当部署にてリスク管理を行うものとし、新たに生じたリスクについてはすみやかに責任者となる取締役を定めるものとする。
 - ② 組織横断的リスクの監視並びに対応は管理部が行うものとする。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役会は取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め浸透を図る。
 - ② 目標達成に向け業務担当取締役は各部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。

- ③ 月次の業績はITを活用したシステムにより迅速にデータ化され担当取締役及び取締役会に報告する。
 - ④ 取締役会は定期的にその結果をレビューし担当取締役に目標未達の要因分析、改善策を報告させ審議する。
 - ⑤ ④の結果に基づき各担当取締役は権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を改善する。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社取締役並びに子会社の代表取締役社長は法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を有するものとし、必要に応じコンプライアンス並びにリスクマネジメント等の状況を取締役会、監査役会に報告するものとする。
 - ② 子会社に対し取締役として当社の取締役を派遣し、当該子会社取締役の職務執行を監視・監督する。
 - ③ 子会社の代表取締役社長は当社幹部会議、経営会議に出席し、事業内容の定期的な報告を行うとともに、重要な案件については事前協議を行うものとする。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役の職務を補助する組織を管理部とする。
 - ② 監査役は管理部所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
 - ③ 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役、上司たる使用人の指揮命令を受けないものとする。
- (7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役または使用人は、当社または当社グループ会社に著しい損害を及ぼす等重大な影響を及ぼす事項、取締役の職務遂行に関する不正な行為、法令、定款に違反する重大な事実等を発見した場合はすみやかに監査役に報告するものとする。
 - ② 監査役は取締役会のほか、幹部会議、経営会議等監査上重要と思われる会議に出席するとともに、業務執行に係る重要な文書を閲覧し取締役及び使用人に対し説明を求めることができるものとする。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役と代表取締役社長は監査の実効性を確保するために必要な相互の意思疎通を図るために定期的に会合を持ち意見交換することとしている。
 - ② 監査役は内部監査部署、管理部及び監査法人と相互に連携し監査の実効性確保を図るものとする。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の内部統制システムの整備を行い、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクについて検討しております。それらにより、必要に応じて、社内の諸規程及び業務の見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させております。

また、常勤監査役は、監査役監査の他、管理職者の面談や社内の重要な会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視できる体制を整備しております。内部監査室も内部監査の定期的な実施により、日々の業務が法令・定款、社内規程等に違反していないかを検証しております。

3. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項各号に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行う旨を定款に定めております。

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置付けており、財務面の健全性を維持しつつ、安定的な配当を継続していくことを会社の基本方針としております。

しかしながら、当期の配当につきましては、財務状況を勘案し、誠に遺憾ではございますが、無配を継続させていただきます。株主の皆様には深くお詫び申し上げますとともに、業績の回復に全社をあげて対処し、早期に復配できますよう努力いたしますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

なお、A種優先株式及びB種優先株式については、定款の定めに従って、優先配当いたします。

-
- (注) 1. 本事業報告に記載されている売上高等の数字には消費税等は含まれておりません。
2. 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9,733,867	流動負債	8,159,058
現金及び預金	1,324,617	買掛金	2,583,383
売掛金	329,591	短期借入金	3,200,000
商品	7,596,205	1年内返済予定の長期借入金	1,156,623
その他	483,856	リース債務	420,575
貸倒引当金	△404	未払法人税等	36,818
固定資産	8,592,047	賞与引当金	42,000
有形固定資産	5,614,228	未払金	482,909
建物及び構築物	1,772,226	その他	236,747
土地	1,423,759	固定負債	6,357,706
リース資産	2,290,035	長期借入金	2,500,359
その他	128,207	リース債務	3,007,704
無形固定資産	45,826	資産除去債務	527,876
借地権	25,900	長期前受収益	774
ソフトウェア	5,136	退職給付に係る負債	49,538
電話加入権	12,939	役員退職慰労引当金	62,941
無形リース資産	1,850	長期未払金	18,211
投資その他の資産	2,931,992	長期預り敷金保証金	190,300
投資有価証券	22,143	負債合計	14,516,764
長期前払費用	219,855	(純資産の部)	
敷金及び保証金	2,660,208	株主資本	3,772,807
その他	29,784	資本金	2,007,370
		資本剰余金	4,403,141
		利益剰余金	△2,367,675
		自己株式	△270,027
		その他の包括利益累計額	△249
		その他有価証券評価差額金	△249
		新株予約権	8,249
		非支配株主持分	28,342
		純資産合計	3,809,150
資産合計	18,325,914	負債・純資産合計	18,325,914

連 結 損 益 計 算 書

(自 2020年11月1日
至 2021年10月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		26,407,087
売 上 原 価		18,407,822
売 上 総 利 益		7,999,264
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,643,185
営 業 利 益		356,079
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	14,526	
雑 収 入	67,152	81,679
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	100,481	
支 払 手 数 料	60,801	
雑 損 失	330	161,612
経 常 利 益		276,145
特 別 損 失		
減 損 損 失	38,943	
事 業 撤 退 損 失	2,144,100	2,183,043
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		1,906,898
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	31,468	31,468
当 期 純 損 失		1,938,366
非支配株主に帰属する当期純利益		1,382
親会社株主に帰属する当期純損失		1,939,749

連結株主資本等変動計算書

(自 2020年11月1日)
(至 2021年10月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	2,007,370	2,303,141	△427,926	△270,027	3,612,557
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	1,050,000	1,050,000	—	—	2,100,000
親会社株主に帰属する当期純損失	—	—	△1,939,749	—	△1,939,749
資本金から剰余金への振替	△1,050,000	1,050,000	—	—	—
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額（純額）	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	0	2,100,000	△1,939,749	—	160,250
当連結会計年度末残高	2,007,370	4,403,141	△2,367,675	△270,027	3,772,807

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	△1,035	△1,035	8,249	26,960	3,646,731
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	—	—	—	—	2,100,000
親会社株主に帰属する当期純損失	—	—	—	—	△1,939,749
資本金から剰余金への振替	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額（純額）	786	786	—	1,382	2,168
連結会計年度中の変動額合計	786	786	—	1,382	162,419
当連結会計年度末残高	△249	△249	8,249	28,342	3,809,150

貸借対照表

(2021年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9,542,159	流動負債	8,102,869
現金及び預金	1,189,597	買掛金	2,580,314
売掛金	297,074	短期借入金	3,200,000
商品	7,578,946	1年内返済予定の長期借入金	1,146,873
前払費用	264,448	リース債務	420,575
未収入金	88,580	未払金	473,690
その他	123,911	未払費用	21,708
貸倒引当金	△400	未払法人税等	33,795
固定資産	8,666,564	未払消費税等	42,003
有形固定資産	5,611,670	預り金	68,597
建物	1,541,658	前受収益	56,296
構築物	229,793	賞与引当金	42,000
車輛運搬具	16,758	設備未払金	17,013
工具、器具及び備品	109,665	固定負債	6,329,877
土地	1,423,759	長期借入金	2,384,109
リース資産	2,290,035	リース債務	3,007,704
無形固定資産	45,246	資産除去債務	527,876
借地権	25,900	長期前受収益	774
ソフトウェア	4,803	退職給付引当金	49,538
電話加入権	12,693	役員退職慰労引当金	62,941
無形リース資産	1,850	関係会社債務保証損失引当金	41,000
投資その他の資産	3,009,647	関係会社事業損失引当金	42,921
投資有価証券	22,143	長期未払金	18,211
関係会社株式	81,750	長期預り敷金保証金	194,800
出資金	100	負債合計	14,432,747
長期前払費用	219,855	(純資産の部)	
敷金及び保証金	2,656,123	株主資本	3,767,976
その他	29,674	資本金	2,007,370
		資本剰余金	4,403,691
		その他資本剰余金	4,403,691
		利益剰余金	△2,373,057
		利益準備金	9,160
		その他利益剰余金	△2,382,217
		繰越利益剰余金	△2,382,217
		自己株式	△270,027
		評価・換算差額等	△249
		その他有価証券評価差額金	△249
		新株予約権	8,249
		純資産合計	3,775,976
資産合計	18,208,724	負債・純資産合計	18,208,724

損 益 計 算 書

(自 2020年11月1日
至 2021年10月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高 価		25,727,022
売 上 原 価		18,021,475
売 上 総 利 益		7,705,546
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,445,019
営 業 利 益		260,527
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	14,525	
受 取 地 代 家 賃	66,000	
債 務 保 証 損 失 引 当 金 戻 入 益	9,000	
関 係 会 社 事 業 撤 退 損 失 引 当 金 戻 入 益	7,751	
雑 収 入	60,636	157,914
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	99,736	
支 払 手 数 料	60,801	
雑 損 失	330	160,868
経 常 利 益		257,572
特 別 損 失		
減 損 損 失	38,943	
事 業 撤 退 損 失	2,144,100	2,183,043
税 引 前 当 期 純 損 失		1,925,470
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	28,446	28,446
当 期 純 損 失		1,953,916

株主資本等変動計算書

(自 2020年11月1日
至 2021年10月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	2,007,370	2,303,691	—	2,303,691
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	1,050,000	1,050,000	—	1,050,000
当 期 純 損 失	—	—	—	—
資本金から剰余金への振替	△1,050,000	△3,353,691	4,403,691	1,050,000
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	0	△2,303,691	4,403,691	2,100,000
当 期 末 残 高	2,007,370	—	4,403,691	4,403,691

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
		繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	9,160	△428,300	△419,140	△270,027	3,621,893
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	—	—	—	—	2,100,000
当 期 純 損 失	—	△1,953,916	△1,953,916	—	△1,953,916
資本金から剰余金への振替	—	—	—	—	—
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	△1,953,916	△1,953,916	—	146,083
当 期 末 残 高	9,160	△2,382,217	△2,373,057	△270,027	3,767,976

(単位：千円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△1,035	△1,035	8,249	3,629,107
当期変動額				
新株の発行	—	—	—	2,100,000
当期純損失	—	—	—	△1,953,916
資本金から剰余金への振替	—	—	—	—
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)	786	786	—	786
当期変動額合計	786	786	—	146,869
当期末残高	△249	△249	8,249	3,775,976

独立監査人の監査報告書

2021年12月15日

株式会社トップカルチャー
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

新潟事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石尾 雅 樹 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齋藤 康 宏 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トップカルチャーの2020年11月1日から2021年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トップカルチャー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年12月15日

株式会社トップカルチャー
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
新 潟 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石尾 雅 樹 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齋藤 康 宏 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トップカルチャーの2020年11月1日から2021年10月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年11月1日から2021年10月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人 トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人 トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年12月15日

株式会社トップカルチャー 監査役会

常勤監査役 遠海 武 則 ㊟

社外監査役 山 田 剛 志 ㊟

社外監査役 西 村 裕 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金を減少してその他利益剰余金に振り替え、欠損填補に充てることにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 減少すべき剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金の額4,403,691,500円を2,373,057,000円減少して、2,030,634,500円とする。

2. 増加すべき剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金の額△2,382,217,000円を2,373,057,000円増加して、△9,160,000円とし、利益準備金9,160,000円と合わせて利益剰余金を0円とする。

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役1名を増員し、取締役10名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	しみず ひでお 清水 秀雄 <再任>	
	1	生年月日
	所有する当社株式の数	680,700株
	取締役会への出席状況	100%（12回中12回）
【取締役候補者の選任理由】		
当社の創業者であり、創業以来今日まで一貫して当社の経営を主導してきた豊富な経験と知見を有することから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。		
【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】		
1986年12月	当社設立、代表取締役社長	
1995年11月	有限会社ヒーズ（現 株式会社ヒーズ）代表取締役社長（現任）	
2000年6月	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社 社外取締役	
2000年10月	株式会社トップブックス 代表取締役社長	
2008年3月	株式会社グランセナフットボールクラブ 代表取締役社長	
2011年1月	同社 取締役会長	
2011年7月	TSUTAYA STATIONERY NETWORK株式会社 取締役副社長	
2013年6月	同社 取締役会長	
2015年5月	株式会社TSUTAYA（現 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社）社外取締役	
2017年1月	株式会社トップブックス 取締役（現任）	
2017年1月	株式会社グランセナフットボールクラブ 取締役（現任）	
2019年3月	株式会社ワールスタッフサービス 代表取締役社長兼CEO（現任）	
2021年1月	当社 代表取締役会長CEO（現任）	
2021年7月	株式会社D a I 取締役（現任）	

候補者番号 2	しみず だいすけ 清水 大 輔	<再任>
	生年月日	1984年6月7日生
	所有する当社株式の数	294,500株
	取締役会への出席状況	100% (12回中12回)
<p>【取締役候補者の選任理由】 当社入社以前も含め、事業計画の立案や経営分析に豊富な経験と知見を有することから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。</p> <p>【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】</p> <p>2008年9月 慶應義塾大学 総合政策学部 卒業</p> <p>2009年4月 楽天株式会社 入社</p> <p>2009年5月 同社 経営企画室</p> <p>同社 楽天市場事業部 営業開発部</p> <p>同社 楽天ブックス事業部 事業戦略グループ</p> <p>2018年8月 Hult International Business School (ボストン) 卒業 MBA取得</p> <p>2018年10月 株式会社メディアドゥホールディングス (現 株式会社メディアドゥ) 入社 経営企画室</p> <p>2019年11月 当社入社 経営企画室</p> <p>2020年1月 当社 取締役経営企画室長</p> <p>2021年1月 当社 代表取締役社長COO兼営業本部長 (現任)</p> <p>2021年7月 株式会社D a I 代表取締役社長 (現任)</p>		

候補者番号 3	よしだ しょういち 吉 田 勝 一	<再任>
	生年月日	1972年3月24日生
	所有する当社株式の数	3,300株
	取締役会への出席状況	100% (12回中12回)
<p>【取締役候補者の選任理由】 当社入社以前も含め、財務経理部門において豊富な経験と知見を有することから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。</p> <p>【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】</p> <p>2009年8月 当社入社 経理部経理課長 2010年10月 当社 管理部経理課長 2013年1月 当社 取締役管理部経理担当 2019年1月 株式会社グランセナフットボールクラブ 取締役 (現任) 2021年1月 当社 取締役財務部長CFO兼管理部長 (現任) 2021年1月 株式会社ワーグルスタッフサービス 取締役 (現任)</p>		
候補者番号 4	こばやし まなぶ 小 林 学	<再任>
	生年月日	1974年7月19日生
	所有する当社株式の数	3,400株
	取締役会への出席状況	100% (12回中12回)
<p>【取締役候補者の選任理由】 営業本部の統括店長として、商品施策や店舗の運営に関して豊富な経験と知見を有することから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。</p> <p>【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】</p> <p>1997年3月 当社入社 2007年6月 当社 執行役員蔦屋書店港北ミナモ店店長 2011年8月 当社 蔦屋書店前橋みなみモール店店長 2014年1月 当社 取締役蔦屋書店前橋みなみモール店店長 2017年12月 当社 取締役営業本部長 2021年1月 当社 取締役営業本部関東中部地区統括店長 (現任)</p>		

候補者番号 5	みずしま しんきち 水 島 新 吉	<再任>
	生年月日	1969年4月3日生
	所有する当社株式の数	9,300株
	取締役会への出席状況	100% (12回中12回)
<p>【取締役候補者の選任理由】 営業本部の統括店長として、商品施策や店舗の運営に関して豊富な経験と知見を有することから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。</p> <p>【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】</p> <p>1992年4月 当社入社 2003年1月 当社 執行役員エリアマネージャー 2014年1月 当社 取締役蔦屋書店ひたちなか店店長 2017年1月 株式会社トップブックス 取締役 (現任) 2020年1月 当社 取締役MORIOKA TSUTAYA店長 兼 蔦屋緑が丘店店長 2021年1月 当社 取締役営業本部北信越東北地区統括店長 (現任)</p>		
候補者番号 6	あ べ ともゆき 阿 部 智 幸	<再任>
	生年月日	1982年3月13日生
	所有する当社株式の数	1,600株
	取締役会への出席状況	100% (12回中12回)
<p>【取締役候補者の選任理由】 営業本部運営担当部長として、店舗の運営に関して豊富な経験と知見を有することから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。</p> <p>【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】</p> <p>2005年4月 当社入社 2014年11月 当社 営業本部商品担当次長 2017年1月 株式会社トップブックス 代表取締役社長 (現任) 2018年8月 当社 営業本部運営担当部長 2020年1月 当社 取締役営業本部運営担当部長 (現任)</p>		

候補者番号 7	<small>さ さ が わ な お</small> 笹 川 菜 央	<再任>
	生年月日	1977年5月12日生
	所有する当社株式の数	11,100株
	取締役会への出席状況	100% (10回中10回)
<p>【取締役候補者の選任理由】 人事部門の責任者として、人材育成などにおいて豊富な経験と知見を有することから、取締役として選任をお願いするものです。</p> <p>【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】</p> 2000年3月 立教大学 文学部 卒業 2000年4月 当社入社 2011年11月 当社 内部監査室長 2013年1月 株式会社トップブックス 監査役（現任） 2015年1月 当社 人事部長 2016年6月 株式会社ワーグルスタッフサービス 代表取締役社長 2020年1月 当社 執行役員人事部長 2021年1月 当社 取締役人事部長（現任）		

候補者番号 8	<small>うめたに ともひろ</small> 梅谷 知宏	<新任> <社外取締役候補者>
	生年月日 所有する当社株式の数 取締役会への出席状況	1970年11月14日生 一株 ー% (ー)
<p>【社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割】 当社が加盟するFC本部の社長執行役員として、豊富な知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものです。</p> <p>【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】</p> <p>2016年4月 株式会社北海道TSUTAYA 代表取締役社長</p> <p>2019年4月 函館蔦屋書店株式会社 代表取締役会長 株式会社TSUTAYA 取締役副社長</p> <p>2020年2月 蔦屋投資（上海）有限公司 董事（現任）</p> <p>2020年4月 株式会社蔦屋書店 代表取締役副社長兼COO CCC LIFE STYLE株式会社 取締役副社長 株式会社MPD 取締役（現任）</p> <p>2021年4月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社 蔦屋書店カンパニー 社長執行役員（現任）</p>		

候補者番号 9	なかむら たかし 中 村 崇	<再任> <社外取締役候補者> <独立役員候補者>
	生年月日	1976年8月26日生
	所有する当社株式の数	一株
	取締役会への出席状況	100% (12回中12回)
<p>【社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割】 弁護士としての豊富な知識・経験から当社の経営全般に助言を頂戴し、コーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって、5年となります。</p> <p>【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】</p> 2000年3月 一橋大学 法学部 卒業 2004年10月 弁護士登録 2010年7月 中村江花法律事務所(現 弁護士法人中村・大城国際法律事務所)開設、代表弁護士(現任) 2013年4月 新潟大学法科大学院客員教授 2017年1月 当社取締役(現任)		

候補者番号 10	ま の よ し ゆ き 間 野 義 之	<新任> <社外取締役候補者> <独立役員候補者>
	生年月日 所有する当社株式の数 取締役会への出席状況	1963年12月2日生 一株 -% (一)
<p>【社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割】 大学教授として高い見識と専門性、幅広い経験を有することから、今後のガバナンスの高度化への対応に寄与していただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものです。</p> <p>【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】</p> 1986年3月 横浜国立大学教育学部卒業 1988年3月 同大学 大学院教育学研究科修士課程修了 1991年3月 東京大学大学院教育学研究科修士課程修了 1991年4月 株式会社三菱総合研究所入社 2002年4月 早稲田大学人間科学部助教授 2003年4月 同大学 スポーツ科学部助教授 2007年9月 Sheffield Hallam University, Sport Industry Research Centre Visiting Fellow 2009年4月 同大学 スポーツ科学学術院教授（現任） 2015年4月 同大学 スポーツビジネス研究所所長（現任） 2018年4月 東京大学大学院工学研究科非常勤講師（現任）		

- (注) 1. 取締役候補者の所有する当社株式の数は、2021年10月31日現在のものです。
2. 梅谷知宏氏が役職を兼務するカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社は、当社の主要株主かつ主要な取引先であり、会社法施行規則第2条第3項第19号に定める特定関係事業者に該当いたします。また、当社との間で引受契約を締結しており、当該契約に基づきB種優先株式6,000株を保有しております。
3. その他の候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
4. 社外取締役候補者に関する記載事項
- (1) 社外取締役の独立性について
- ① 梅谷知宏氏が役職を兼務するカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社は、上記注2.に記載のとおり当社の特定関係事業者に該当いたします。中村崇氏および間野義之氏は、過去に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員になったことはありません。
 - ② いずれの社外取締役候補者も、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また、過去2年間に受けていたこともありません。
 - ③ いずれの社外取締役候補者も、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
 - ④ いずれの社外取締役候補者も、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割または事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

- ⑤ 中村崇氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届出ております。また、間野義之氏が取締役に就任した場合、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として指定し届出る予定であります。
- (2) 社外取締役としての職務を適切に遂行することができる理由について
- ① 梅谷知宏氏は、当社が加盟するFC本部の社長執行役員として豊富な知識・経験等を当社の経営に生かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- ② 中村崇氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として豊富な知識と経験を活かし、社外取締役としての責務を全うされました。再任された場合には、引き続き職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- ③ 間野義之氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年にわたり大学の教授を務められた経験を持ち、高い見識と専門性、幅広い経験等を活かし、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- (3) 当社の社外取締役が最後に選任された後在任中に、当社において不当な業務執行が行われた事実並びにその事実の発生予防及び発生後の対応について
該当事項はありません。
- (4) 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の役員に就任していた場合において、その在任中に当該他の株式会社において法令または定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実並びに当該候補者がその事実の発生予防及び発生後の対応として行った行為について
該当事項はありません。
- (5) 社外取締役との責任限定契約について
当社は、社外取締役候補者中村崇氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額です。また、梅谷知宏氏及び間野義之氏の選任が承認された場合には、当社は両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- (6) 当社は、取締役全員と執行役員を被保険者として役員等賠償責任保険契約を締結しており、取締役がその職務執行に関して責任を負うことまたは、当該責任の追及に係る請求を受けることにより生じることがある損害が補填されることとなります。保険料は全額当社が負担しております。取締役候補者が就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
- (7) 各候補者が所有する当社の株式は、全て普通株式であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものです。

なお、選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により選任を取消することができるものといたしたく存じます。本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりです。

とくもと よしひこ 徳本好彦	<補欠の社外監査役候補者> <補欠の独立役員候補者>
生年月日	1968年8月10日生
所有する当社株式の数	一株
<p>【補欠の社外監査役候補者の選任理由】 同氏が企業法務に精通しており、培われた専門的な知識・経験を当社の監査体制に活かしていただくと共に、コーポレート・ガバナンスの一層の充実のため、補欠社外監査役として選任をお願いするものです。同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役に就任された場合には、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p> <p>【略歴、地位及び重要な兼職の状況】</p>	
1996年12月	司法書士登録
2000年4月	司法書士永野合同事務所 副所長
2003年4月	司法書士法人新潟合同事務所（現 日本リーガル司法書士法人）社員
2004年3月	簡裁訴訟代理権認定資格取得
2007年4月	司法書士法人新潟合同事務所（現 日本リーガル司法書士法人）所長代表社員（現任）
2014年4月	行政書士登録
2019年3月	土地家屋調査士登録

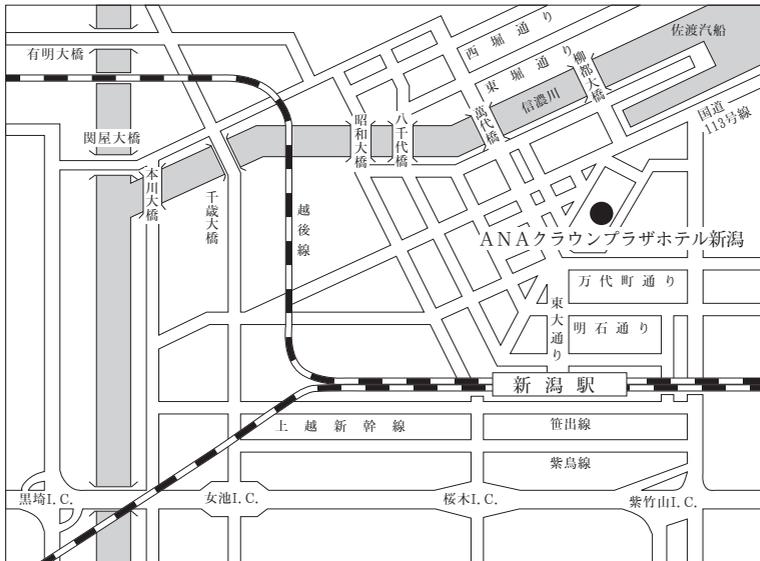
- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者は、社外監査役の補欠として選任するものです。
3. 補欠の社外監査役候補者に関する記載事項
(1) 社外監査役の独立性について
① 徳本好彦氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また、過去2年間に受けていたこともありません。
② 徳本好彦氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

- ③ 徳本好彦氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割または事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
- (2) 社外監査役との責任限定契約について
徳本好彦氏が社外監査役に就任された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

以 上

株主総会会場ご案内略図

会 場 新潟県新潟市中央区万代5丁目11番20号
ANAクラウンプラザホテル新潟
3階「飛翔の間」
電話 (025) 245-3334



(会場への交通機関)

- JRをご利用の場合：「新潟駅」万代口より徒歩約8分
- バスをご利用の場合：「バスセンター前」停留所より徒歩約2分
- お車の場合：新潟バイパス 「紫竹山インター」より約10分

(お願い)

駐車場が手狭のため、ご不便をおかけする場合がございます。お車でのご来場は、なるべくご遠慮くださいますようお願い申し上げます。